

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

海士デパートメントストアープラン～「選ばれし島」まるごと届けます～

2 地域再生計画の作成主体の名称

島根県隠岐郡海士町

3 地域再生計画の区域

島根県隠岐郡海士町の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 現状と課題

海士町は、島根半島の沖合約44kmの日本海に浮かぶ隠岐諸島の中ノ島からなる面積33.5km²、人口2,581人(平成17年国勢調査)の町である。中ノ島は大山隠岐国立公園に指定されており、豊かな海に囲まれ、また鎌倉時代に承久の乱で破れた後鳥羽上皇が流されて一生を終えた島として知られ、貴重な文化遺産・史跡や伝承が数多く残っている。社会・経済的には、「離島」という地理的特殊性と地域経済の活力低下で、極端な人口減少と少子高齢化が進行し、労働者・後継者の慢性的な不足により、島民の生活・島の未来に深刻な影響を及ぼしている。一方、本町の基幹産業である農業、漁業、建設業においては、生産価格の低迷と公共事業の縮減により、雇用の維持は極めて深刻な問題となっている。

このような背景の下、本町では、離島のハンディを克服できる、「島ならではの付加価値商品づくり」を推進し、農水産業と加工産業が繋がり相乗効果を生む、島内連携型の雇用対策に取り組んできた。その結果、生産加工分野においては、少しずつではあるが消費者に納得していただける製品が生まれるなど人材育成を含め一定の成果が表れた。また、島のものづくりに魅力を抱く島外からの定住者も現れ、現在起業を目指し技術習得に努めるなど、ものづくりを核とした1.5次産業の分野への波及効果は高くなった。

しかし、小規模な地域企業が発展したものの、島内経済全体が活性化するまでには至っておらず、やっと兆しの見えた雇用拡大の動きも、悪化する国内の景気動向により将来に向け大きな不安を抱えている。

自然の恵みと人が協力して創り出す付加価値により、魅力的な海士町を全国に紹介し、多くの人々に訪れていただくことは勿論、島まるごとの背景を各商品に詰め込み、信頼で繋がる販売戦略を全国へ展開していくことで、地域産業に活性化を促し地域社会の再生を図ることを目標とし、地域再生計画「海士デ

パートメントストアープラン」の実現を通じて、島の輝きを次世代に引き継ぐものとする。

(2) 定量的な目標数値

本地域再生計画の実施により、新規就業者数を平成23年度末までに37名創出する。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

海士町内経済団体等からなる協議会を中心として、地域雇用創造推進事業及び地域雇用創造実現事業を活用することで、地域再生計画の目標の達成に向けて、島ならではの持続する循環型の資源維持をベースにした産業化と背景のある高付加価値商品づくりに加え、地域のポテンシャルを最大に活かした販売力、そして離島のハンディを克服できるIT関連分野の強化を行うための人材育成に取り組むとともに、新たに育成される人材を活用しながら、海洋資源の基礎調査や新商品の開発、流通販路の拡大、さらには低炭素ビジネスなどを併せて行うことで、雇用拡大と新規分野進出による雇用創出を図る。

(1) 資源循環による環境保全と産業化による雇用創出

地域資源を活用した産業の活性化により島の再生を目指す本町において、温暖化等による自然環境の悪化は大問題である。そこで、自然の循環力を利用して、養殖や魚介類の生産過程で発生する排泄物等の浄化・産卵・餌場にも効果的なレスポンスを持つ海藻類を栽培することにより、環境交流(カーボンオフセット)等も視野に入れた資源循環型の事業分野での産業化を目指している。昔から島では「岩のり」を採取し食に親しまれてきた。しかし、高齢化等により年々生産量は減少していることから、養殖環境調査を実施するとともに海藻群等の種苗開発・養殖・商品化に取り組む。

(2) 地域資源活用による産業振興を通じた雇用創出

地域の資源・食文化を活かした産業振興として島で食されていた「サザエカレー」の商品化をはじめ、外海で養殖される「いわぎ春香」、新鮮な旨みを引き出す「CAS凍結商品」、島生まれ・島育ちを売りにした「隠岐牛」等、地域資源を活用した産業振興を進めると同時に加工産業の育成を行い、高付加価値商品づくりに取り組んできた。食の安心安全の意識が高まるなか、責任ある産地として地域内企業が協力連携すると

共に安定的な企業経営のため、新マーケットへの展開や販路拡大、新商品開発に取り組む。

(3) IT関連起業化による雇用創出

離島におけるIT環境整備は、高齢化が進むなかでデジタルデバイスを回避するだけでなく、情報処理能力や情報生産力を高め情報産業におけるビジネスチャンスに対応していくことに有効である。また、地域の情報発信力強化は島内企業の経済的効果にも影響を与えるものであり、IT関連の起業化も含め情報通信分野に関する事業を促進し、雇用の拡大と雇用機会の創出を図る。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生の支援措置を適用して行う事業

I 地域雇用創造推進事業（パッケージ事業）：B0902

- ・実施主体

プラス事業海士町推進協議会

- ・構成員

海士町、隠岐國商工会、海士いわがき生産（株）、海士町漁業協同組合、若手担い手漁師会、しゃん山直売所耕作者会、JA隠岐どうぜん海士支所、（有）隠岐潮風ファーム、（株）ふるさと海士、（株）B.U.L.街づくり研究所（地域再生マネージャー）

(1) 海洋資源活用産業創造事業

本町の基幹産業である漁業の持続的発展には、採る漁業から「耕す」安定漁業と付加価値漁業への転換を図る必要がある。新産業である岩牡蠣の生産量増加や干しナマコの加工が開始されたこともあり、資源保全の意識が高まっている。特に生態系保持に有効な海藻類・ナマコ類の養殖、種苗生産は産業化（食用・健康・エネルギー等に活用）が可能であり、岩牡蠣の養殖と同様に安定的な供給体制を整えばCAS凍結事業と連携し、双方で雇用創出が見込まれる。東京海洋大学や研究機関と連携し、事業主を中心に海洋資源活用セミナーを開催し、持続する産業を目指し事業拡大による雇用拡大と創業を促進する。

(2) 島資源利活用技術者養成事業

島内の養殖業者の従業員や漁業者を対象に、外洋離島の環境条件を活用した採苗・種苗・養殖技術や環境維持技術の習得・向上のため、専門家招致や先進地での技術研修を実施し、事業拡大による雇用創出を図る。

(3) 島産品販売促進員育成事業

島内企業の従業員や求職者を対象に、地域資源活用の加工商品等を積極的に販売するための人材を育成する。各分野別（デパート・百貨店（催事・ギフト・店舗）・飲食店等）での販売戦略の企画・立案・プレゼンテーション方法の専門家招致や先進企業への視察研修を行い、事業拡大による雇用の拡大を図る。

(4) I T分野人材育成事業

地域内の食品販売企業の従業員や求職者について、I Tを活用したデジタルコンテンツの企画作成・ネット販売のノウハウを合わせ持つ人材を育成する。高度化するI T関連分野において専門家を招致しての講習会を開催し、企業の販売を強化・促進し、事業拡大による雇用拡大とI Tビジネス関連の創業を促進する。

II 地域雇用創造実現事業：B 0 9 0 5

・実施主体

プラス事業海士町推進協議会

・構成員

地域雇用創造推進事業と同じ

(1) 海士町沿岸の環境基盤及び生態系の把握と循環型環境保全・資源生産システム構築による主要水産物の生産技術向上と人材養成

イ 沿岸海底の地形・底質と動植物の育成分布や海藻類の現存量を把握するため、沿岸部の各水深における調査を行い、環境を守りながら海洋資源の安定的な確保が行えるよう、持続可能な沿岸利用のためのマニュアルを作成する。

ロ 岩牡蠣養殖が行われている海域の水質分析や海藻類の生育状況を把握し、海域環境の変化を推察する。また、不要牡蠣殻を海底に敷設しナマコの繁殖及び棲息域の状況や、ナマコによる底質、水質環境改善の調査を実施。また、Single Seed 種苗生産技術を導入し、ア

マモ場海域における養殖、種苗の生産技術を確立するための適正な海域等の調査を実施するとともに生産技術者の養成を行う。

※Single Seed 種苗・・・貝が栄養分を効率よく吸収できるよう幼生から稚貝に変態するときに、稚貝を単体にするため粉碎したカキ殻等に付着させる方法。

ハ 岩牡蠣養成海域におけるナマコ増殖場造成技術の導入による稚ナマコ増産技術の確立、また、乾燥ナマコ生産技術の向上と高収益流通ルートを確立するため、専門家による技術指導により生産効率の向上を図るとともに市場調査を実施する。

ニ 養殖岩牡蠣が排出する栄養塩類を海藻の吸収能力を活用して減らすことにより、岩牡蠣生産の向上を図るため、排出量や吸収能力等の調査を実施する。

(2) 海藻バイオマスと魚介類資源の保全及び環境浄化システムを構築するための人材養成（海藻生産を基礎とする新エネルギー生産と海士町主要副産物の利活用を模索）

イ 沿岸生態系の基礎生物である海藻類は、沿岸養殖海域の富栄養化を低減し、魚介類の棲息・繁殖場であり、有用漁業資源生産場としての藻場機能の観点からも重要である。そこで、海藻類の養殖や藻場の機能を活用するとともに、生産された藻体の炭素源を用いた新たな海藻バイオマス・エネルギーを創出し、有用資源生産と二酸化炭素の活用や環境浄化を同時に行える、循環型資源生産システムを構築する。そのために海藻類の資源量、必要量、質等の調査を実施する。

ロ 海藻の大量養殖が可能な沿岸部の検討とあわせ、地球大気中の二酸化炭素固定と排出二酸化炭素処理等についても検討し、海藻バイオマス生産による都市と離島のカーボンオフセット運用に関し、二酸化炭素の排出・吸収量等の調査研究する。

ハ 水素エネルギーの基礎原料となる成分を有する海藻の生産量を把握するため、沿岸の海藻をサンプリングして、海藻別データを整理し、水素発電を行うための基礎データを作成するとともに、運用に向けて海藻の生産量に対するエネルギー生産量や効率性等の調査研究を実施する。

ニ 隠岐牛生産と農業用資源循環型生産システムを構築するために、農業や畜産、林業から排出される廃棄物を利用して、堆肥または農林バイオマスエネルギー生産の可能性を調査する。また、隠岐牛の肉質向上を図るため、海藻を添加した飼料の生産や土壌改良材、肥料化などの新技術導入のために最適な海藻類の資源量・成分等々の調査を実施する。

(3) 海藻を活用した新商品群の開発と流通販路開拓の人材養成

イ 食用からサプリメントに至るまで、海藻がもつアルギン酸やフダイコンなどの能力を最大限に活かした新商品を開発するため、海藻別個体成分調査や加工処理方法等を調査研究する。

ロ 商品群の流通販路を確立するため、市場調査をはじめ、各種イベントに参画し、海洋資源のシーズ、ニーズを調査把握する。

ハ 全国で販売されている水産物を活用した商品群のリストを作成し、売れ筋商品の動向を調査する。これらのデータを元に環境と食育をテーマに差別化商品を産み出す可能性の高い水産物、主に海藻のリスト化を実施する。

(4) 情報デジタルコンテンツ化を促進するための人材養成

イ 新商品の誕生する背景や安心安全情報など、個別毎の商品群のデジタル映像等を制作できる人材を養成し、プッシュ型ネット配信及びケーブルテレビ配信などのネットワークを構築することで、情報発信力の向上を図り、ユーザーの開拓を行う。

※プッシュ型ネット配信・・・インターネット回線を利用しディスプレイ設置箇所において、見せたい情報を積極的に配信する。

ロ 海士町全域の地域資源をデジタルコンテンツでデータベース化し、町内企業が自由にダウンロードできる環境を整え、新商品 PR の商業制作に活用できるよう運用体制を構築する。

ハ 海藻植林をテーマに進める都市と地方のカーボンオフセットを進める際、都市住民が Suica や PASMO 等で気軽に海藻種苗費の寄付行為ができるシステムを構築することで、地元養殖企業への資金調達のしくみを調査研究する。

5-3-2 地域独自に実施する事業

(1) 農林水産加工施設整備事業

離島であり大消費地から遠いことから、保存・輸送は商業化に大きな障害となっている。こうした状況で、魚介類等の水産品の鮮度を保持し競争力のある商品を消費者に届けるため、新凍結システム CAS を導入し地理的ハンディの克服を目指している。また、総菜類や米飯等の加工品の商品開発を行うなど、加工産業を推進役に第一次産業の再生を図る。

(2) 塩精製施設整備事業

海水からつくりだされる塩は、島の食文化・生活には無くてはならない自然の産物である。塩の製造方法の伝承と塩辛、梅干、味噌などの関連の加工品とのマッチングで島まるごとの付加価値化を図るため塩精製施設「海士御塩司処」を整備し、歴史文化を背景に体験交流を含めた事業の展開を目指す。

(3) 企業参入促進モデル事業

島内の建設会社が平成16年3月に特区（農地貸し付け方式による株式会社等の農業経営への参入の容認〔全国展開済〕）の認定を受け、農業を行う特定法人を立ち上げ、遊休農地を活用して飼料作物の栽培を含めた畜産経営に着手してきた。

今後は、潮風が育てたミネラル豊富な牧草で育成された高品質・高付加価値の和牛を「島生まれ、島育ち、隠岐牛」としてブランド化を図るため、牛舎等施設と牛購入に係る支援を行う。

また、地域畜産牛舎の家畜糞尿、水産加工工程から生ずる岩牡蠣・サザエ殻、また住宅建設や廃屋処理等に伴う木材など、地域産業活動からの有機物を原料に堆肥・肥料の製造を行い、島内完結型のリサイクル社会を構築し、自然環境に配慮したまちづくりを推進する。

(4) 映像配信システムを利用した交流促進事業

交流機能を持つ高画質映像配信システムを構築する。都市部にディスプレイを設置し、当地域の住民が「住民ディレクター」「住民レポーター」として作成した、地元住民ならではの地域密着型映像コンテンツを配信することで認知度を向上させ、観光客増大による当地域の交流人口の増加・地元特産品の販売促進を図る。

(5) 中山間地域活性化重点施策推進事業

地域コミュニティ製品の販路開拓や新商品開発を行うとともに、PRイベント等の企画実施により地域の活性化を図る。また、港ターミナル機能と地域農産物や加工品の販売所を有する「承久海道キンニャモニャセンター」を中心に地産地消を推進する。

6 計画期間

認定の日から平成24年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画終了後に「プラス事業海士町推進協議会」による達成状況の評価を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

特になし